

～農業の高付加価値化を目指した6次産業化の取組を支援！～

アグリフードビジネス支援事業公募案内

公募期間：平成28年4月25日(月)～平成28年5月31日(火)

事業内容

※詳細は、実施要領及び交付要領参照

本助成事業は、県内農業生産組織及び農業生産法人が農業生産と一体的に行う『付加価値を高める加工・製造や新たな販売戦略による販路開拓等の取組』を支援し、農業の6次産業化モデルを育成することを目的とした公募提案型の事業であり、企画設計・研究開発・販路開拓等の6次産業化に必要な経費を助成します。

○具体例

- ・商品開発推進会議費、開発調査費
(優良事例調査研究費)
- ・研究開発費
(専門講師料、パッケージラベル、容器等資材費)
- ・機材購入費
(長期保存用冷凍庫、野菜用乾燥機、真空包装機)等



助成対象者

①<農業生産組織>

同一の世帯ではない農業者3名以上を構成員として、代表者の定めがあり、かつ、規約の定めがあるものをいいます。

②<農地所有適格法人>

農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。



事業実施期間・補助率・補助限度額

事業実施期間：平成28年度（補助金交付決定日から平成29年3月末）

補助率：事業に要する経費の2分の1以内

※ 活動の一部を外部委託する場合には、補助の対象とする経費の30%を上限とします。

補助限度額：各実施主体につき250万円以内

栃 木 県

採 択 基 準

事業の採択については、関係機関及び外部有識者からなる審査委員会を開催し、以下の採択要件及び審査基準等を考慮の上、事業内容を総合的に判断します。

採 択 要 件

- ① 事業実施主体が自ら「事業の目標」を定め、その目標に基づく取組であること。
- ② この事業の取組により、次のいずれかの効果が見込まれること。
ア 既存の売上高が、5年後には10パーセント以上アップすること。
イ 新たな部門の売上高が、5年後には2,000千円以上になること
- ③ 事業実施主体が自ら生産した農産物を使用する取組であること。

審 査 基 準

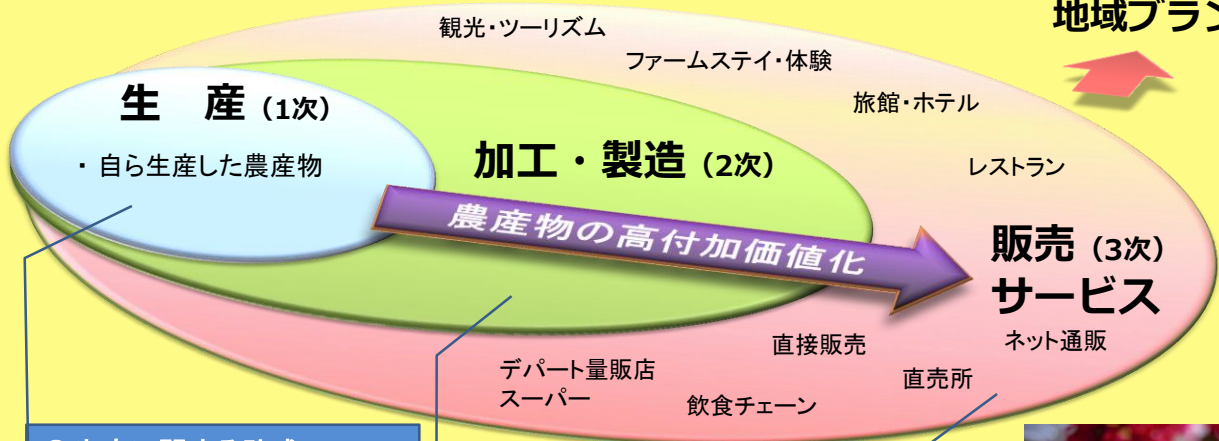
- ① 実施主体にとって、新規性の高い取組であるか。また、規模拡大につながるか。
- ② 6次産業化のモデルとして、地域の農業振興・活性化に貢献できるか。
- ③ 実施体制や管理体制が十分で、無理のない内容となっているか。
- ④ 経費の必要性や積算根拠は妥当か。
- ⑤ 事業実施により、利益の向上が見込めるか。等

事 業 イ メ ージ

○事業全体の企画・設計に関する助成

・会議費、印刷製本費、消耗品費、機器賃貸料、優良事例調査研究費、専門家講師料等

6次産業化のバリューチェーン



○生産に関する助成

・農機具、機械 等
(事業を取り組むにあたり、必要なものに限る。)

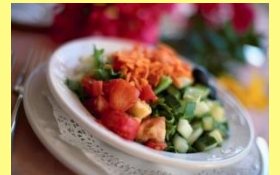


○加工・製造に関する助成

<研究開発費>
・専門講師料
・パッケージラベル
・容器等資材費 等
<設備投資>
・長期用保存用冷凍庫
・野菜用乾燥機
・真空包装機
・施設改修費 等

○販路開拓等に関する助成

・新商品PR活動
・テストマーケティング
・商談会、展示会等への出展
・観光業との連携経費
・販売所設置、修繕 等



応募申請方法

公募期間内（平成28年4月25日(月)～平成28年5月31日(火)）に事業主体が所在する市町を管轄する農業振興事務所に郵送または持参(受付時間：土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時迄)してください。持参の場合は、事前に電話連絡願います。
※ 申請希望の方は、お早めに農業振興事務所に御相談ください。

提出書類

- ① 事業実施計画書：各農業振興事務所で配布しています。
また、4月26日より県ホームページからもダウンロード可能です。
(県ホームページ) > 産業・しごと > 農業 > 農業施策 >
平成28年度アグリフードビジネス支援事業公募について
[栃木県 平成28年度 アグリフードビジネス支援事業](#) [検索](#)
- ② 申請者を確認できる書類
(1) 生産組織：協定書、運営規約、組織図、事務処理体制及び
実施主体の要件を証明する書類の写し等
(2) 法人：定款の写し及び登記簿謄本
※ 設立予定の場合は、代表者の確認書類
設立後は、速やかに定款の写し及び登記簿謄本を提出
- ③ 事業内容を説明した図：A4用紙1～2枚程度（形式は任意）
- ④ その他事業案内等の資料

手続き等の流れ

事業計画書を公募期間中に農業振興事務所に申請

書類審査及び面接(プレゼンテーション)審査：6月上中旬

採否の決定：6月下旬（予定）

農業振興事務所に補助金の交付申請（採択の場合）

交付決定の手続き等を経た後に事業開始

※ 事業実施後に事業実績書及び収支精算書を提出していただきます。また、事業終了後の翌年度から起算して5年間、実施状況報告書を農業振興事務所に提出する義務があります。その他、詳細については、実施要領及び交付要領を参照願います。

申請先及び問い合わせ先

アグリフードビジネス支援事業の詳細については、事業実施主体の所在地に応じて、下記までお気軽にお問い合わせください。

- ① 河内農業振興事務所経営普及部
(宇都宮市・上三川町に所在の方)
〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 河内庁舎
TEL：028-626-3072 FAX：028-626-3071
- ② 上都賀農業振興事務所経営普及部
(鹿沼市・日光市に所在の方)
〒322-0023 鹿沼市幸町1-3-21
TEL：0289-62-6125 FAX：0289-62-6127
- ③ 芳賀農業振興事務所経営普及部
(真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町に所在の方)
〒321-4305 真岡市荒町5197 芳賀庁舎
TEL：0285-82-3074 FAX：0285-82-9978
- ④ 下都賀農業振興事務所経営普及部
(栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町に所在の方)
〒328-0032 栃木市神田町5-20 下都賀庁舎第2別館
TEL：0282-24-1101 FAX：0282-23-6563
- ⑤ 塩谷南那須農業振興事務所企画振興部
(矢板市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那珂川町に所在の方)
〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎
TEL：0287-43-1252 FAX：0287-43-4072
- ⑥ 那須農業振興事務所経営普及部
(大田原市・那須塩原市・那須町に所在の方)
〒324-0041 大田原市本町2-2828-4
TEL：0287-22-2826 FAX：0287-23-4961
- ⑦ 安足農業振興事務所経営普及部
(足利市・佐野市に所在の方)
〒327-8503 佐野市堀米町607 安蘇庁舎
TEL：0283-23-1431 FAX：0283-23-5693

※ 問い合わせのみ

栃木県農政部経営技術課

〒321-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館

TEL：028-623-2313 FAX：028-623-2315